

○筑紫野市後援に関する要綱

(平成 25 年 2 月 8 日要綱第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、各種団体が公共性の高い事業を行うに際し、筑紫野市に後援の申請があった場合に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において後援とは、その事業に対して、実質的な援助はないが、本市の名義を使用させることにより後援の意思を表明するものをいう。

(対象事業)

第 3 条 次の各号の全てに該当する事業である場合に後援を行うことができる。

- (1) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業
- (2) 営利を主たる目的としない事業
- (3) 政治的活動又は宗教的活動でない事業
- (4) 広く市民を対象とする事業
- (5) 暴力行為、迷惑行為等のおそれのない事業

(対象団体)

第 4 条 前条に規定する事業の後援を行う場合の団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公共的団体その他公共的活動を行う団体で、規約、事務局、役員、組織及び活動内容等が整備されているもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体については、後援の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員が役員となっているもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの

(申請)

第5条 後援の申請をしようとするものは、筑紫野市後援申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、開催日の1月前までに市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 役員名簿
- (5) その他必要な書類

(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、後援の承認を決定したのものに対しては筑紫野市後援承認決定通知書(様式第2号)により、後援の不承認を決定したのものに対しては筑紫野市後援不承認決定通知書(様式第3号)により通知する。

2 市長は、後援の承認決定について条件を付することができる。

3 過去において承認の内容に違反したものと及び事業報告を怠ったものに対しては、原則として、新たな後援は行わないものとする。

(内容変更)

第7条 前条により後援の承認を受けたものが、後援承認決定通知を受けた後、事業内容を変更しようとするときは、筑紫野市後援事業内容変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、承認を決定したのものに対しては筑紫野市後援事業内容変更承認決定通知書(様式第5号)により、不承認を決定したのものに対しては筑紫野市後援事業内容変更不承認決定通知書(様式第6号)により通知する。

(取消し)

第8条 市長は、後援を承認したものが次の各号のいずれかに該当したときは、その承認を取り消さなければならない。

- (1) 前条に定める変更の手続を怠ったとき。
- (2) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 後援決定の内容その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (4) 関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(事業報告)

第9条 後援の承認を受けたものは、当該事業終了後、速やかに、筑紫野市後援事業報告書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に報告するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1(第5条関係)

筑紫野市後援申請書

[別紙参照]

様式第2(第6条関係)

筑紫野市後援承認決定通知書

[別紙参照]

様式第3(第6条関係)

筑紫野市後援不承認決定通知書

[別紙参照]

様式第4(第7条関係)

筑紫野市後援事業内容変更申請書

[別紙参照]

様式第5(第7条関係)

筑紫野市後援事業内容変更承認決定通知書

[別紙参照]

様式第6(第7条関係)

筑紫野市後援事業内容変更不承認決定通知書

[別紙参照]

様式第7(第9条関係)

筑紫野市後援事業報告書

[別紙参照]